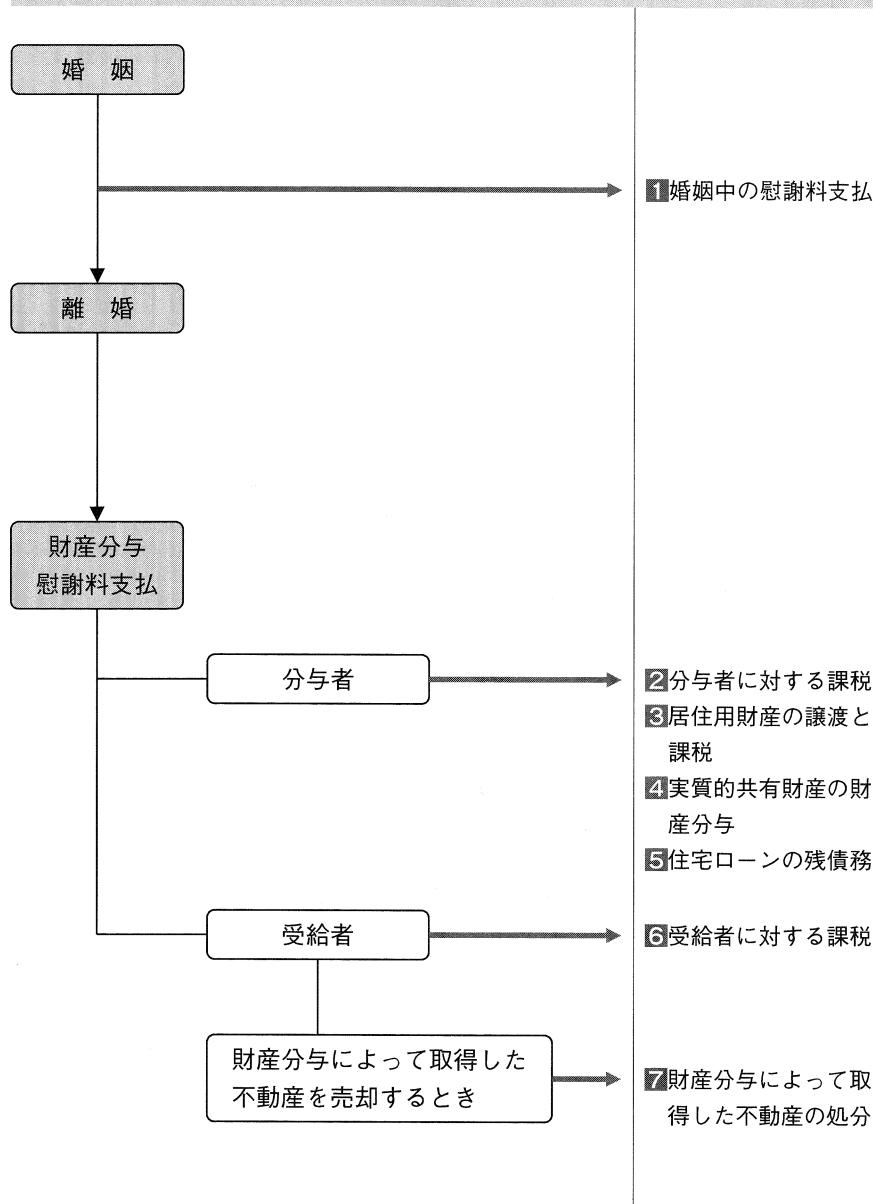


2 財産分与・慰謝料の支払



はじめに

- (1) 夫婦の一方が離婚原因に当たるような有責行為をした場合、その夫婦が離婚をしない場合であっても（婚姻中であっても）、その一方の配偶者は他方の配偶者に対して、不法行為に基づき慰謝料等の損害賠償義務を負います（民709）。
- (2) 夫婦が離婚をした場合、その夫婦は夫婦共有財産につき、財産分与を行います（民768）。この財産分与は、以下の3つの法的性質を有すると考えられています。

- ① 清算的財産分与…婚姻中に形成された共同財産の清算
- ② 扶養的財産分与…離婚後の元配偶者の扶養
- ③ 慰謝料的財産分与…離婚に伴う慰謝料支払

財産分与の中心は、①の清算的財産分与といえます。また、最高裁は、前記①～③のほか、財産分与の額を決定するに際しては、当事者双方の一切の事情を考慮すべきとしており（最判昭53・11・14判時913・85）、過去の婚姻費用の分担の態様も事情の1つとして含めることができます。

夫婦が離婚をした場合であっても前記(1)と同様に、一方の配偶者が他方の配偶者に対して、不法行為に基づき慰謝料の損害賠償義務を負うことがあります（民709）。

離婚の際の慰謝料に算定される要素は、以下の2つです。

- ① 離婚原因となった有責行為から生じる精神的苦痛に対する慰謝料
- ② 離婚によって配偶者としての地位を喪失する精神的苦痛に対する慰謝料

慰謝料の損害賠償義務が発生する代表的な原因は、不貞行為、暴力行為ですが、その場合にはどのようにつらい思いをしているか、陳述書・尋問による立証のほか、病院にて診断書を取ることも有効な手段です。

- (3) 以上のように、夫婦が婚姻中又は離婚時に、一方の配偶者が他方の配偶者に対して財産分与や慰謝料の支払をした場合、財産分与や慰謝料として財産を給付した者（以下「分与者」といいます。）又は、財産分与や慰謝料として財産を受けた者（以下「受給者」といいます。）に対し、課税されることはないのでしょうか。

分与者及び受給者について、それぞれ課税の有無及び内容を確認します。

1 婚姻中の慰謝料支払

慰謝料の支払を受けた場合、この所得（慰謝料の支払）は、所得税法上、非課税所得とされています（所税9①十七、所税令30一）。したがって、婚姻中に、一方の配偶者が他方の配偶者から精神的苦痛を受けたことに対する慰謝料の支払を受けるのであれば、その所得は非課税と扱われます。

実際に、国税不服審判所は、妻が、長期間にわたって実質的に離婚状態にあった夫から受領した金員について、婚姻関係が事実上破綻しており、妻に対する長年にわたる悪意の遺棄に対する解決金であると認められるから、このうち相当部分に慰謝料が含まれているとして、この部分につき非課税とする取扱いを認めています。一方で、国税不服審判所は、この解決金の一部は、贈与に当たるものと判断しています（国税不服審判所裁決昭49・2・27裁事7・49）。

以上のとおり、婚姻中の慰謝料の支払は非課税として扱われますが、国税不服審判所が解決金のうち、一部については贈与であったと認定していることからも、婚姻中の慰謝料の支払について、慰謝料の支払義務が発生しているのか否かにつき、慎重な検討が必要になります。

2 分与者に対する課税

夫が離婚に伴い妻に対し、財産分与や慰謝料として現金を支払った場合、又は（共有）不動産を譲渡した場合、財産を給付した夫には課税されないのでしょうか。

(1) 金銭を支払った場合

離婚する際に財産分与又は慰謝料として金銭を支払った場合、その金銭の支払が財産分与又は慰謝料の支払と認められる限り、分与者には課税はされません。

(2) 金銭以外の資産を給付した場合

財産分与を金銭以外の資産によって給付した場合、分与者には、譲渡所得税が生じる場合がありますから注意が必要です。

ア 謙渡所得税の算定方法

謙渡所得とは、一定の資産の謙渡による所得をいいます。謙渡所得税は、「収入金額」から「取得費」及び「謙渡費用」を控除して算出された謙渡益、すなわち「謙渡所得金額」に対して課税されます（所税33①③）。

謙渡所得金額は、以下のように算定します。

$$\text{「収入金額」} - (\text{「取得費」} + \text{「謙渡費用」}) - \text{特別控除}$$

（ア）「収入金額」の内容

財産分与における「収入金額」は、財産分与の際に分与する資産の実勢価格によって評価されます。なお、不動産を財産分与した場合、当該不動産にローンが残存していた場合でも、「収入金額」の算定に当たっては、実勢価格からローンを控除することはできません（所基通38-6）。

（イ）「取得費」の内容

「取得費」とは、不動産の購入代金、建築代金、購入手数料等のことをいいます（所税33③・38①）。不動産の購入代金や建築代金が不明の場合は、収入金額の5%を取得費とすることができます（概算取得費控除（租特31の4、昭46・8・26直資4-5・直所4-5・直法2-6 31の4-1、国税庁質疑応答事例「短期謙渡所得の計算上控除する取得費と概算取得費控除」））。

（ウ）「謙渡費用」の内容

「謙渡費用」とは、不動産売却の際の仲介手数料や、印紙税などのことをいいます（所税33③、所基通33-7）。

イ 長期謙渡所得と短期謙渡所得の区分

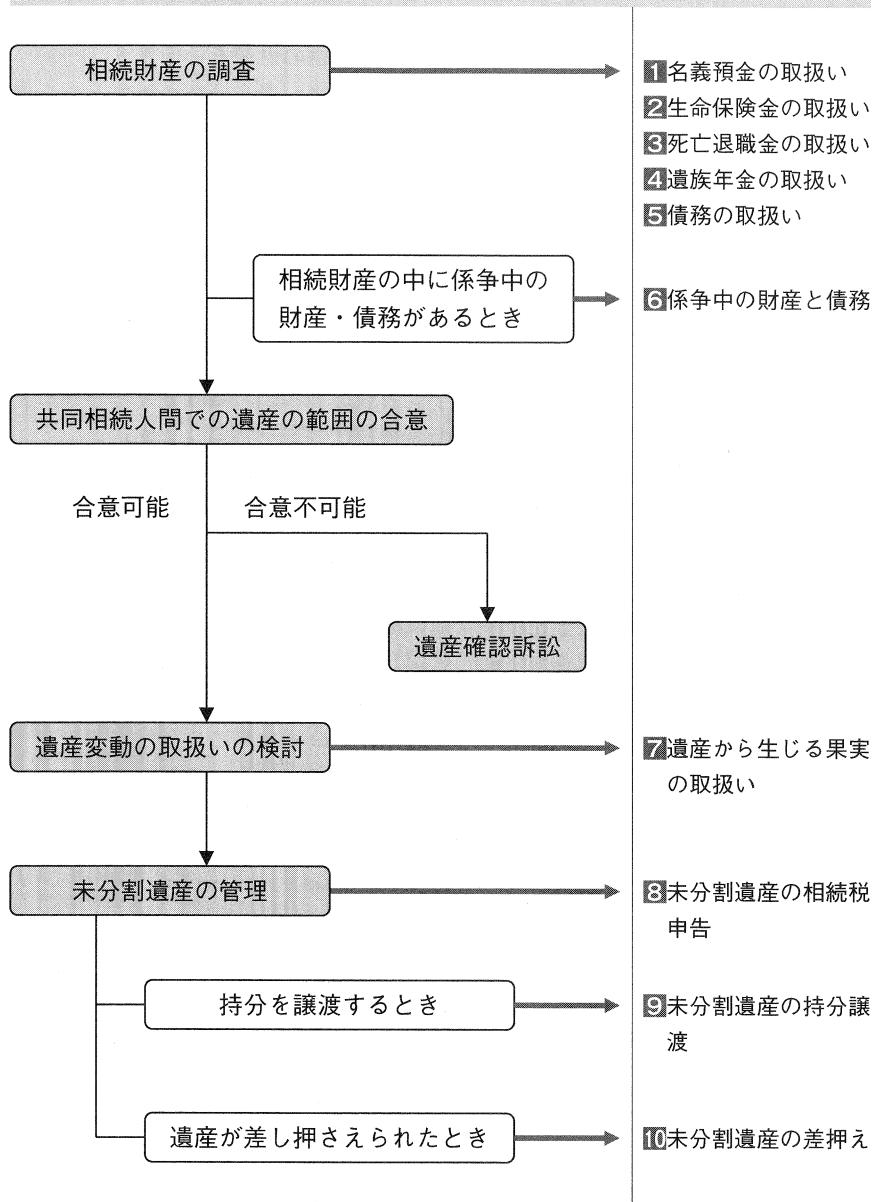
謙渡所得は、謙渡する資産の「所有期間」の長短によって税率に変動があり、謙渡した年の1月1において所有期間が5年を超える場合を「長期謙渡所得」、謙渡した年の1月1において所有期間が5年以下の場合を「短期謙渡所得」と区別しています（租特31①・32①）。

この「所有期間」は、不動産取得の日から引き続き所有していた期間をいい、相続や贈与により取得したものは、原則として、被相続人や贈与者の取得した日から計算します（租特令20）。

ウ 謙渡所得税の税率

長期謙渡所得と短期謙渡所得の区分に従い（租特31①・32①）、以下の計算に基

11 遺産の範囲の確定



「法定相続人の人数」には、相続放棄があった場合に、その相続放棄がなかったものとした場合における法定相続人の数も含めます（相税15②）。

法定相続人の中に養子が含まれる場合、原則として、実子がいるときは1人まで、実子がないときは2人までしか、「法定相続人の人数」に含めることができません（相税15②）。

4 遺族年金の取扱い

(1) 遺族年金の遺産該当性

遺族年金とは、国民年金や厚生年金等に加入していた被相続人の死亡により、被相続人の収入によって生計を維持していた一定の遺族に対して支給される給付をいいます（厚年58・59、国年37）。

遺族年金は、配偶者等の受給権者の固有の権利であるため、遺産の範囲には含まれないと考えられており、未支給の年金であっても同様です。

税務上も、未支給の年金を相続人が受け取った場合、その年金は遺産の範囲に含めず、それを受け取った相続人の所得税（一時所得）として課税されます（所基通34-2）。

(2) 特別受益該当性

遺族年金をもって特別受益に該当するとなると、生活保障の趣旨にそぐわないことから、特別受益該当性も消極的に考えられています（東京高決昭55・9・10判タ427・159）。

5 債務の取扱い

(1) 相続の一般的効力

相続が発生すると、一身専属権を除いて、相続人は被相続人の財産に属した一切の債務を承継します（民896）。相続人が複数人いる場合には、各相続人が相続分に応じて被相続人の権利義務を承継します（民899）。

(2) 遺産分割手続での取扱い

相続債務については、遺産分割協議を経ることなく、民法上相続人が承継しているため、原則として債務は遺産分割の対象となりません。

例外として、相続人全員が遺産分割の対象とすることに合意した場合には、特定の相続人のみが債務を負担するなど、債務負担方法について協議することができます。

もっとも、債権者との関係では、相続人間の債務負担方法の合意は対抗することができません。そのため、相続分と異なる債務負担方法を債権者にも主張するには、債権者の個別の承諾が必要です。

(3) 相続税算定における相続債務の控除

ア 控除の対象債務

相続税を計算する際、被相続人が死亡したときに存在した債務で確実と認められる一定の相続債務を差し引くことができます（相税13①）。この債務には、被相続人の国税や地方税などの、税の納付義務も含まれますが、相続人等の責任で徴収されることとなった延滞税や加算税などは差し引くことができません（相税14）。

また、厳密にいうと葬式費用は相続債務ではありませんが、相続債務と同様の性質を持つものとして、控除の対象となります（相基通13-4）。

遺産総額から差し引く葬式費用は、通常以下のようなものです。香典返しにかかった費用、墓石購入費用、墓地管理費、初七日や法事の費用、遺体解剖費用はここでいう葬式費用には含まれません（相基通13-5）。

- ① 死体の搜索又は死体や遺骨の運搬にかかった費用
- ② 遺体や遺骨の回送にかかった費用
- ③ 葬式や葬送などを行うときやそれ以前に火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用
- ④ 葬式などの前後に生じた出費で通常葬式などに欠かせない費用（通夜など）
- ⑤ 葬式に当たり寺などに対して読経料などのお札をした費用

イ 控除の人的範囲

相続税を計算する際、相続債務などを差し引くことのできる人は、その債務などを負担することになる相続人や包括受遺者です。